

鶴城パトロール

2024年6月号

愛知県西尾警察署
鶴城交番
0563-57-0110



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

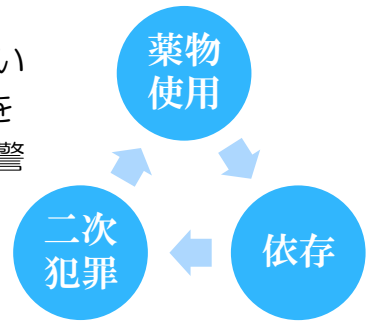
覚醒剤、大麻等の乱用をなくそう

◎ 薬物乱用の実態

日本は、覚醒剤、大麻等の大きな消費国となっています。

愛知県内で覚醒剤等の薬物事犯で検挙された人は、平成8年以降、ずっと1,000人を超える高水準が続いています。

覚醒剤等の薬物を社会から追放するためには、あなた自身が甘い誘いにのらないことはもちろん、あなたの周りで覚醒剤等の薬物を扱っている人を見たり聞いたりしたときは、警察本部か最寄りの警察署、交番、駐在所までご連絡ください。



油断しない安全に見えても危険、海川山は見た目で

危険が分からない

4月5月の行楽期から気温の上昇とともに、海でのマリンスポーツや川での釣り・水遊び、春山登山などのアウトドアレジャーが盛んになります。

自然に触れるレジャーは、楽しみがある反面、自然ならではの危険もあり、山岳遭難・水難事故の発生は例年4月頃から発生する傾向があります。

アウトドアでの事故を防ぐためには、自然を甘く見ず、危険をきちんと認識し、計画を立てて行動する事が大切です。

不法就労・不法滞在防止にご協力を！

～事業主の皆さんへのご願い～

- ① 外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる者であるか、旅券、在留カード、就労資格証明書等をコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。
- ② 留学生は資格外活動の許可の有無、許可された活動内容も確認してください。
- ③ 在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象になります。以上の点に留意し、就労が認められない外国人を決して雇わないようにしてください。不明な点がある場合は、最寄りの警察署又は入国管理局に問い合わせ確認してください。